

◎ 申請書及び添付書類・記載注意等について(農地法第4・5条関係)

- (1) 関係者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容をそれぞれ記載する。
- (2) 譲渡人が2人以上である場合等には(別記注)によるものとする。
- (3) 「利用状況」欄には、田にあつては二毛作、一毛作の別、畑にあつては普通畑、果樹園、柔園、茶園、牧草地、その他の別、採草放牧地にあつては主な草名又は家畜の種類を記載する。
- (4) 「10a当たり普通収穫高」欄には、採草放牧地にあつては採草量又は家畜の頭数を記載する。
- (5) 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請土地が土地計画法による市街化区域・市街化調整区域又はこれ以外の区域のいずれかに含まれているかを記載する。

※ 資金調達計画及び被害防除の別紙並びに事業計画書は、県指定の様式をできるだけ使用すること。

(事業計画書・被害防除計画書については、目的に応じて様式があるので注意して下さい。)

※ 自己住宅目的の転用・農地改良・植林を行う場合にも見積書・資金証明が必要になります。

【添付書類】《書面》

- (法人の場合)定款又は寄付行為の写し
- (法人の場合)法人登記簿の謄本
- 申請土地の登記簿謄本
- (所有者以外の権限に基づいて申請する場合)所有者の同意書
- (申請農地に地上権、貸借権等による耕作者がいる場合)耕作者の同意があつたことを証する書面
- (耕作以外の利用を目的とした権利を有する者がいる場合)権利者の同意書
- (他法令の許認可、届出を了している場合)その旨を証する書面の写し
- (申請地内に道路水路等の公有地を取り込んでいる場合)その利用が可能である旨を証する書面
- (申請農地が土地改良区の区域内にある場合)土地改良区の意見書
- 宅地建物取引業免許証の写し(転用目的が建売分譲住宅及び宅地分譲の場合)
- 資金計画書(工事見積書 ・ 資金証明書)
- 取水・排水についての水利承諾書
- 隣地承諾書(隣地に農地がある場合、隣地所有者・耕作者の同意)
- 事業計画書(一般住宅・農家住宅・その附帯施設は不要)
- 被害防除計画書(一般住宅・農家住宅・その附帯施設は不要)
- 確約書(通水田確約書)
- 誓約書(事業履行誓約書)
- (5条申請において単独申請する場合)単独申請をすることができることに該当する書面
- 都市計画法に該当する場合は、申請の写しを添付
- その他

【添付書類】《図面》

- 位置図(1/50,000 ないし 1/25,000 程度、申請地が当該市町村内でどこに位置するか特定できるもの)
- 付近見取図:ゼンリン地図(1/5,000 程度、付近の状況がわかるもの)
- 字図(申請地を中心に四辺2筆以上を明示し、各筆毎に地番・地目・所有者・耕作者及び道路(長さ・幅員)水路(流水の方向・幅員)等を記入のこと)
- 現況平面図(申請地を含む周辺の現況、土地の高さ等わかるもの)
- 土地利用計画平面図(施設配置図)
(申請に係る土地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するために必要な道路、取水排水、その他の施設(周辺農地に対する被害防除施設等を含む。)の位置を明らかにした図面)
- 縦横断面図(周辺農地に対する被害防除から必要な場合)
- 建物平面図・立面図(周辺農地に対する被害防除から必要な場合)
- その他

提出部数

・申請書・添付書類(書面・図面):各2部

(県用1部、農業委員会控1部)

※1部は正本(原本のみ写し不可)、1部は副本(申請書のみ原本でその他は全てコピー可)

- 1. 申請書類提出後、県知事の許可があるまでは、申請地に対し一切の工事施設等はできません。
- 2. 申請書類提出締切日 毎月25日(土日祝日の場合は翌開庁日) ※ 期日厳守
- 3. 地区審査日時 毎月1日頃(土日祝日の場合は翌開庁日) ※ 申請人は、必ず出席のこと。